

2023年9月29日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定趣旨

新帳票「領収書^{※1}」の追加に伴う改定

※1 対象手数料は「<いわぎん振替・振込サービス>振込手数料（都度手数料）」

2. 改定内容

新旧対照表をご覧ください。

改定後の規定は[こちら](#)からご確認いただけます。

3. 改定日

2023年11月1日（水）

4. その他

本領収書は、消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等に該当します。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 システム部 佐藤（恒）・小山

電話 019-623-1111（代表）

以上

「金融サービスプラットフォームにおける電子交付サービス規定」新旧対照表

(下線部分を改正)

改 定 前	改 定 後
<p>1.サービスの利用条件</p> <p>(1)(2)(3) (現行通り)</p> <p>(4) 本サービスの対象となる帳票および閲覧可能となるタイミングは以下の通りです。</p> <p>① ～ ④ (現行通り)</p> <p>なお、①②③④の帳票のいずれも閲覧可能な期間は、過去13か月分となります。</p> <p>(5)(6) (現行通り)</p> <p>2 ～ 10 (現行通り)</p>	<p>1.サービスの利用条件</p> <p>(1)(2)(3) (現行通り)</p> <p>(4) 本サービスの対象となる帳票および閲覧可能となるタイミングは以下の通りです。</p> <p>① ～ ④ (現行通り)</p> <p><u>⑤領収書 (<いわぎん振替・振込サービス>振込手数料(都度手数料)) …毎月7営業日目の午後以降</u></p> <p>なお、<u>各帳票の閲覧可能な期間は以下の通りとなります。</u></p> <p><u>①②③…過去13か月分</u></p> <p><u>④⑤…過去11年分</u></p> <p>(5)(6) (現行通り)</p> <p>2 ～ 10 (現行通り)</p>